

⑬ 一千里眼一座 一総管爺一座

一鉄釘二十九包 一桅箍三十五個

一皮箱十二個 一竹箱九個

⑭ 一衣包二百二十八個 一板箱一個

以上、共計に一十件なり

右、福建等処承宣布政使司に咨す

道光二十一年（一八四一）閏三月

注（1） 奇界島 喜界島のこと。奄美大島の東方約四〇キロメートルの

小島。

（2） 撈救 撈は助ける、すくいあげる意で、撈救は溺れている人をすくいあげて助けること。

（3） 財副 長崎貿易に赴く中国船で船主に次ぐ地位にあり、積み荷の管理等、船主を補佐する役割をなした（松浦章『清代海外貿易史の研究』八四・八五頁）。

（4） 嘉会銅局 松浦章氏は「嘉会公司」「嘉会所」は「浙江省嘉興府平湖県乍浦鎮に存在した日清貿易専門の会館の名であったと思われる」と記している（松浦前掲書、一二三頁）。

（5） 坐商 店舗を構えた商人。

（6） 採辦 買いつける。

（7） 嗶吱 綾織の毛織物の一種。サージ。

（8） 乍浦 浙江省嘉興府平湖県乍浦鎮（現在は平湖市乍浦鎮）。元代、市舶司が置かれ海外貿易港として栄え、以後、重要な海港として海上防衛の拠点とされた。清代、長崎貿易に携わる中国商人が店を構え、貿易船は乍浦から出港した。

（9） 理として合に報明すべし この一文は公文書の末尾に用いる慣

用句であり、遭難者の供述としてはおかしいが、「口称」は「等語あり」の前までと考えられる。

（10） 蹤 足跡。

（11） 桅箍 桅は帆柱、箍は、たが、たが状のもの。帆柱にはめ込まれた金属製のたが状のものか。

（12） 葉壁山 現在の伊平屋島。沖縄本島の北、約四〇キロメートルの海上に位置する。

（13） 千里眼 遠くまで見ることができるとして、その像は右手を額に当てて見る。

（14） 総管爺 元末明初に誕生した江南デルタ固有の土神で、総管は漕運の指揮官の職称に由来する。実在した総管職の人物を神格化し、漕運の守護神として祀ったもので、金総管がよく知られる。清代になると水運、漕運の保護神から「施米神」へと変容し、江南農村で最もポピュラーな土神として信仰を集めた（濱島敦俊『総管信仰―近世江南農村社会と民間信仰―』研文出版、二〇〇一年、参照）。

（15） 衣包 衣類の包み。

2-173-09

国王尚育の、中国・朝鮮難民護送のため都通事王兆杜等についた執照（道光二十一《一八四一》、閏三、二十二）

琉球国中山王尚（育）、護照を給発して以て関津に憑し、以て難人を送る事の為にす。

照得するに、道光二十一年正月十九日、浙江省杭州府仁和県の

難人顧雲生等共に一百一名、海船一隻に坐駕して東洋に到らんと要むるに、陡かに颶風に遇い、本国轄属奇界島の洋面に飄入し、礁に衝りて撃碎す。淹斃せる三十九名、病故せる一名を除くの外、現在六十一名、該地方官、救養し送りて中山泊村に到らしむ。又、道光二十一年三月二十四日、朝鮮国全羅道黒山府深泉の難人李光巖等共に一十一名、船一隻を駕し、往きて本道に到りて貿易し、郷に還るの時、遇々暴風に着い、本国轄属葉壁山の洋面に飄到し、礁に撞りて打破す。淹斃せる三名を除くの外、現在八名、該地方官、救養し送りて中山泊村に到らしむ。経に飭して各々到る日に、例に照らし館に発りて安挿せしめ、廩・衣服・蚊帳・酒肉等の項を給与せしむ。部文内の奉ぜる旨の事理に欽遵し、収養して解送せしめんとす。茲に都通事王兆杜等を遣わし、海船一隻に坐駕して梢役共に六十七員名を率領し、中国の難人顧雲生等六十一名並びに朝鮮国の難人李光巖等八名を護送し、前みて閩省に至らしむ。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府、礼字第二百七十八号の半印勘合の執照一道を給発して都通事王兆杜等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の験実に見れば、即便に放行し、留難して遲滞するを得る母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

風を被る中国難人 顧雲生 王万使

許萃使	傅長茂	高四弟
林尊瑞	傅豊弟	劉爐弟
陳存賢	鮑孔乾	陳開水
陳五官	陳時雁	周鑑弟
林堯宝	魏登城	陳得成
洪存返	傅三評	陳達使
康寧使	蔡夏使	王文茵
林敏使	李对使	蔡正生
陳銳使	呉聖容	胡昌
劉連元	沈福	黄尋使
潘振泰	洪三槐	郭宝発
方四	李德啓	仁卿
高元煒	陳文奇	林惟善
傅爾使	傅有訓	江子朗
林春弟	高聖亮	黄国文
高吉使	高義林	高璧弟
玉城弟	高壮弟	周明弟
高元波	張魯謨	陳點和
柯阿富	鄭浙弟	李大妹
楊挽使	陳得来	

以上、共計に六十一名なり

風を被る朝鮮国の難人 李光巖 金得金

朴成集 李孟根 金六男

李公录 趙銀录 崔春巖

以上、共計に八名なり

護送の都通事一員 王兆杜 人伴四名

司養贍大使一員 秋文明 人伴四名

管船船長・直庫二名 林世爵 常得順

水梢、共に五十五名

右の執照は都通事王兆杜等に附し、此れを准けしむ

道光二十一年（一八四一）閏三月二十二日

注（一）常得順 道光二十一・二十八年の管船直庫。

2-173-10

福建布政司より国王尚育あて、琉球の護送してきた中国・朝鮮の難民の処遇および護送船についての措置を知らせる咨

（道光二十一《一八四一》、五、二十一）

福建等処承宣布政使司、奉ぜる旨に欽遵して難人を解送する事の爲にす。

貴国王の咨を准くるに開す。

道光二十一年三月二十二日、本国轄属の奇界島の地方官の報に拠るに称す。「道光二十一年正月十九日、海船一隻、風を被り本

島の洋面に漂至する有り。礁に撞りて撃碎し、人口を淹斃す。即ち小船数隻を撈り撈救して活命す。詢ねて浙江省杭州府仁和県の難人財副顧雲生等の口称に拠るに、『本船は、江南蘇州府長洲県嘉会銅局の坐商楊嗣亨の旨を奉じて東洋に遣発し銅觔を採辦する商船、金得泰と号するに係り、通船の人数は共計に一百一名なり。本省に在りて薬材・糖貨、以及呢羽・緞・嘩岐等の件を装載し、上年十二月二十日、乍浦の海口より放洋し、東洋に到らんと要むるに、一路風に遭い貴島の洋面に漂至す。礁に擱げ撃碎し、現存するは雲生等六十二名、淹斃するは三十九名なり。理として合に報明すべし』等の語あり。隨即に明幹なる妥役を派委し、難人の屍身三十三具を撈獲し、妥しく棺を備えて致祭を為さしめ、殮埋して碑を立て標記す。其の余の六名は漂没して踪無し。其の生を得たる六十二名を將て館を設けて安頓し、食を給して収養するも、奈んせん舒高升一名、忽ち吐血の病症を患い医治するも瘥えず。三月十六日寅時に病故す。亦た経に棺衾・祭品を給発し、収埋して標記す。其の浮来せる船板及び霉爛せる貨物に至りては、難人等と商議して地に就きて焼化し、其の鉄釘・桅箍、並びに撈獲せる貨物等の件を將て難人に交互して収領せしむ。特に通事及び水路に諳熟する者を遣わして両船に派駕し、難人顧雲生等並びに鉄釘・桅箍・貨物等の件を解送せしむ』等の由あり。前來す。続いて難人顧雲生等及び鉄釘・桅箍・貨物等の件を將て船二隻に分載し、本年三月二十五日・閏三月二十一日に先後して中山